

一般競争入札公告

南部町が発注する次の工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年4月9日

南部町長 佐野 和 広

一般競争入札公告個別事項

工 事 名		南部地区新小学校校舎改修工事		
事 業 名		学校適正配置事業		
入札(契約)番号		第1号		
工 事 場 所		山梨県南巨摩郡南部町南部4376番地		
工事概要	1	工事内容	【南部地区新小学校校舎改修工事】(建築)	
			RC造地上3階建 建築面積1202.89㎡ 延床面積 2858.32㎡	
			【建築主体工事】	
			屋根防水改修、外壁改修、建具改修、内部改修等	
			【電気設備工事】	
			照明LED化、幹線・動力設備の改修等	
			【機械設備工事】	
			衛生器具改修、冷暖房設備改修、給排水設備改修等	
2	工 期	【昇降機設備工事】		
		小荷物専用昇降機制御盤等設備機器改修		
		南部町議会においてこの契約に係る議決のあった日の翌日から令和8年3月21日まで		
		金 529,300,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)		
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用	
参加資格	1	本社・本店所在地 峡南建設事務所・中北建設事務所(峡北支所管内を除く)管内		
	2	競争入札参加資格	建築一式工事 令和7・令和8年度南部町入札参加資格者名簿に登載されている者で、直近の経営事項審査結果の建築一式工事における総合評定値が、950点以上であること。	
	3	企業の施工実績	請負金額が1億円以上の建築一式工事の受注実績があること。 ただし、元請として請負い平成27年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格及び施工実績	(資格) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者を専任で配置すること。 (施工実績) 監理技術者、主任技術者は、平成27年4月1日以降に「3の企業実績」と同様の施工従事経験を有する者	
設計受託業者		株式会社 馬場設計	住 所	甲府市塩部4丁目15-8

日 程	1	公 告 日 令和7年4月9日		
	2	設計図書等配布開始日	令和7年4月9日	
		締 切 日	令和7年4月25日	
	3	設計書の内容に関する質問提出期限	令和7年4月25日	
		設計書の内容に関する質問回答日	令和7年5月1日	
	4	参加申請受付開始日	令和7年4月9日	
		締 切 日	令和7年4月25日	
	5	入 札 日	令和7年5月14日	午前10:00 南部町役場本庁舎2階 会議室
	6	落札者決定日	令和7年5月15日（予定）	
7	仮 契 約 日	令和7年5月16日（予定）		
入 札 方 法		紙入札		
提出書類	1	参加申請時	条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)	
			同種工事等の施工実績調書(様式第2号)	
			配置予定技術者調書(様式第3号)	
			委任状(様式第4号) ※代理人の場合	
			誓約書(様式第5号)	
			経営審査結果通知書写し	
			工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し	
	2	入札時	入札書	
			工事費内訳書	
3	提 出 方 法	紙入札		
申し立て	1	落札決定結果(質 問)	令和7年5月16日	
		落札決定結果(回 答)	令和7年5月19日	
資料の記載方法等に関する問い合わせ先		〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2		
		南部町役場 財政課		
		電話 0556-66-3403 FAX 0556-66-2190		

一般競争入札公告共通事項

1 一般競争入札の参加資格

令和7・8年度南部町入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、この公告で定める入札参加申請受付締切日から落札決定までの 期間((8)、(9)にあつては、それぞれ定める期間)に、次に掲げる要件の全てを満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 一般競争入札公告個別事項(以下「個別事項」という。)の「参加資格」に記載した要件を全て満たす者であること。
- (2) 経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき、南部町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 建設業法に基づく適正な技術者1名を配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること)がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、町が認める理由のほかは、原則として認めない。
なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。また、入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事と重複の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) この公告の日の6月前の日から落札者決定までの間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (8) この公告の日の2年前の日から落札者決定までの間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (10) 公告の日以降に山梨県及び南部町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成15年3月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

2 設計図書等の配布

(1) 配布期間

「個別事項」に記載の配布開始日から締切日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後4時30分まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布方法

南部町役場 学校教育課 (南部町内船4473-1 南部町役場分庁舎内) において直接受領すること。

3 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後4時30分まで。
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 申請方法

南部町役場 財政課に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

4 問い合わせ先

(1) 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

「個別事項」に記載のとおり。

(2) 設計書の内容に関する事項

質問は、ホームページに掲載した様式に質問内容等を入力の上、下記の電子メールアドレスに
添付し送信すること。質問に対しては、令和7年5月1日までにその回答をホームページに掲載する。

南部町役場 学校教育生涯学習課

メールアドレス:kyouiku@town.nanbu.yamanashi.jp

TEL:0556-64-4842

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認は、入札後、落札候補者に対して行う。(事後審査方式)

6 申し立て

(1) 非落札者が落札者の決定結果について詳細な説明を求める場合

ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、南部町財政課に書面で質問すること。

イ 回答方法

原則として、「個別事項」に記載する日までに、書面で回答する。

(2) 回答の説明に不服のある者は、書面での回答を受け取った日から7日目(閉庁日を含まない。)

の午後5時までに書面により、町長に対して再度、申立てを行うことができる。なお、書面は下記に持参すること。

南部町役場 財政課 南部町福士28505番地2 電話0556-66-3403

(3) 再度の申し立てがあった場合は、町長は、速やかに建設工事指名業者選考会議に審議を依頼するものとする。

- (4) 町長は、審議結果を踏まえたうえで、審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）以内に、その結果を申し立て者に回答する。

7 入札等の日時

- (1) 入札期間及び開札予定日時
「個別事項」に記載のとおり。

8 入札手続等

- (1) 現場説明会等

現場説明会及びヒアリングは行わない。

- (2) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

- (4) 対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する
予定の有無

無し

- (5) 入札執行回数

1回 とする。

- (6) 最低制限価格の設定

あり（南部町建設工事最低制限価格制度実施要領に基づき設定する。）

- (7) 工事費内訳書の提出

入札に際し工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

- (8) 契約の確定

この公告に係る契約は、「南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例」（平成15年南部町条例第56条）第2条の規定により、南部町議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。ただし、落札者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が仮契約期間中に当該工事の入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は山梨県及び南部町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、

指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとする。この場合において、町は損害賠償の責めを負わないものとする。

(9) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

11 支払条件

(1) 前金払

適用する。金額は、契約金額の10分の4以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

適用する。金額は、契約金額の10分の2以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(3) 部分払

適用する。ただし、部分払を選択した場合に限る。南部町財務規則の規定による回数の範囲内とする。

12 その他

(1) 入札参加者は、入札心得及び仕様書等を熟読のうえ、入札に参加すること。

(2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。

(3) 「1 一般競争入札の参加資格」(6)に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(4) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず入札参加資格申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。

(5) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。